

平成22年9月28日開催

## 石狩市教育委員会会議（9月定例会）資料

### <協議事項>

- 1 石狩市教育委員会表彰の見直しについて（当日配付）

### <報告事項>

- 1 平成22年度全国学力・学習状況調査について（非公開）
- 2 第55回（平成22年度）石狩市民文化祭の開催について・・・P2～P3
- 3 第11回（平成22年度）図書館まつりの開催について・・・P4

石 狩 市 教 育 委 員 会

## 2 第55回（平成22年度）石狩市民文化祭の開催について

### 1 主催

石狩市、石狩市教育委員会、石狩市文化協会

### 2 主管

石狩市民文化祭実行委員会

### 3 概要

テーマ：「きずな」

#### (1) 市民発表部門

##### 【展示会場】

と き： 10月22日（金）～24日（日） 10：00～17：00 （※24日は15：00まで）

と ころ： 花川南コミセン

内 容： 絵画・写真、書道、文芸（俳句・短歌）、陶芸、手工芸、生け花等の作品展示、手工芸・日本画の体験コーナー、呈茶・手打ちそばの実演、試食コーナー

【54団体（個人）参加予定】

##### 【舞台会場】

と き： 10月23日（土） 13：00～16：00

24日（日） 11：00～17：00

と ころ： 花川北コミセン

内 容： 日本舞踊、伝承芸能（詩吟、詩舞、三味線、琴、大正琴など）、洋舞（フラダンス、バレエ、ヒップホップ、バトントワリングなど）、アトラクション（お楽しみ抽選会）

【32団体参加予定】

#### (2) 厚田・浜益会場

##### 【厚田生涯学習フェスティバル】

と き： 11月7日（日） 9：30～

と ころ： 厚田小学校 体育館

内 容： [舞台]

厚田区小学校音楽のつどい（器楽演奏等）、サークル発表（和太鼓、舞踊等）

[展示]

厚田区小中学生の作品展示（絵画・書道等）、サークル発表（手芸、絵画、書道等）

※読み聞かせの会による紙芝居上演

##### 【浜益区文化祭】

と き： 11月7日（日）

と ころ： 浜益コミュニティセンター「きらり」

内 容： [舞台] 10：00～

舞踊、カラオケ、浜益小劇場など

[展示] 9：30～

写真、パッチワーク、草木染め、ステンドグラスなど

（浜益デイサービスセンター利用者の作品有り）

※「茶道愛好会」によるお茶席コーナー、「浜益青年会」による出店コーナー

(3) 共催事業

【第23回いしかり菊花展】

と き : 11月1日(月)～3日(水・祝) 9:30～17:00

と ころ : 花川北コミュニティセンター

内 容 : [展示品]

大菊(3本仕立て、1本仕立て、福助作り、布袋作り、だるま作り、数仕立て)

小菊(懸崖作り、小懸崖作り、盆栽作り、玉作り・スタンド作り、特作・アイデア作り)

[お茶席] 10:00～15:00 (1日:遠州流・2日:裏千家・3日:表千家)

【クリスマスコンサート2010】 ※協賛:石狩ライオンズクラブ

と き : 12月11日(土) 13:00～15:30(予定)

と ころ : 花川北コミュニティセンター

出演予定団体:石狩エンジェル・クレア少年少女合唱団

南線小学校リコーダークラブ

花川北中学校吹奏楽部

花川南中学校吹奏楽部

樽川中学校吹奏楽部

石狩南高等学校吹奏楽部

石狩翔陽高等学校吹奏楽部

※吹奏楽部5団体による合同演奏を予定

(4) 協賛事業

【第13回オータムコンサート】 ※主催:石狩市音楽家・音楽団体協議会

と き : 10月9日(土) 14:00～ ※入場料500円(小学生以下無料)

と ころ : 花川北コミュニティセンター

出演団体:石狩エンジェル・クレア少年少女合唱団

アルバ・コラーレ

女声合唱団コル・ソナーレ

石狩混声合唱団

女声コーラス「いしかりエコー」

あいの里ライフケア「せせらぎ合唱団」

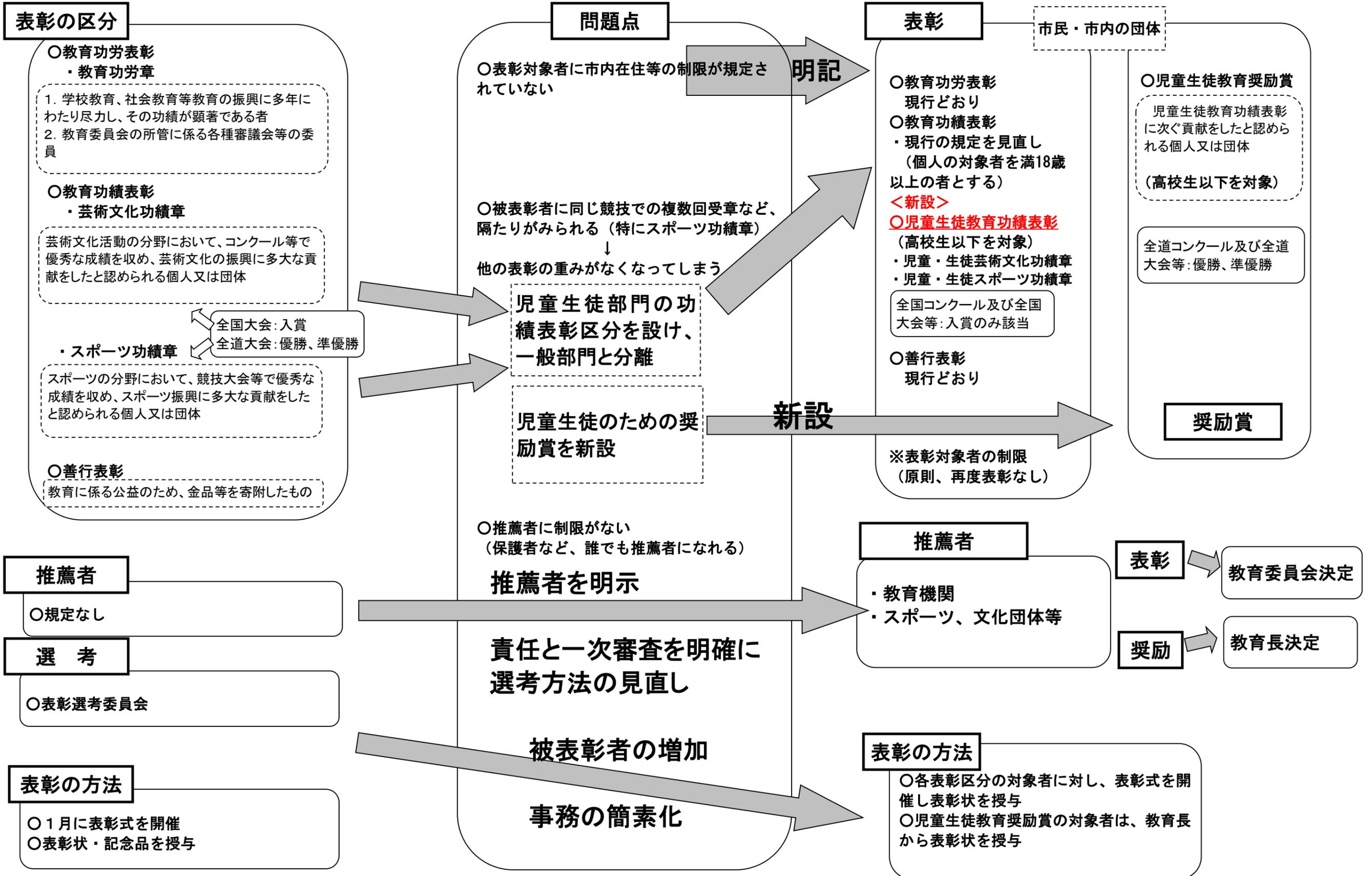
菅野 厚(ケーナ独奏)

### 3 第11回（平成22年度）図書館まつりの開催について

- (1) 趣 旨 図書館ボランティアや関係団体との協働により、読書活動の推進を図る。
- (2) テー マ 世界のむかしばなし
- (3) サブタイトル たんけん！ はっけん！！ もっとしりたい！！！！ せかいのおはなし
- (4) 主 催 石狩市民図書館 企画・運営 図書館まつり運営委員会
- (5) 開催期日 平成22年10月30日（土）～ 10月31日（日） 10時から17時まで  
※ 会場設営・装飾等の準備を10月29日（金：月末休館日）に行う。
- (6) 開催場所 石狩市民図書館本館
- (7) 主な内容
- 10月30日（土）
    - ・石狩ユネスコ協会「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展表彰式
    - ・大型紙芝居【とんからりん】
    - ・絵本パフォーマンス【岸田典大さん】
    - ・おはなし会【石狩市文庫連絡会】、【リンジー&ローラ】（AET：英語指導助手）
    - ・朗読とピアノ【駒井秀子さんと谷百合子さん】
    - ・1日図書館長【石狩小学校・八幡小学校の4名】
  - 10月31日（日）
    - ・人形劇公演【人形劇団ありんこ】
    - ・マジックショー【北大奇術研究会】
    - ・名作を楽しむ会（DVD上映会）【フロアボランティア】
    - ・おはなし会【ボランティアびっくりばこ】、【子っ子の会】
    - ・本のお医者さんコーナー【修理ボランティア】
    - ・ハーモニカコンサート【油井豊さんと太田環さん】
  - 両日開催
    - ・布の絵本とおもちゃであそぼう！【ボランティアサークル布の絵本にじ】
    - ・藤女子大学生のおはなしのお部屋（仮称）【藤女子大学花川キャンパス】
    - ・乳幼児休憩室【ブックスタートボランティア】
    - ・展示「旧幕府軍と石狩場所請負人村山伝次郎に関わる文書を読む  
—慶応4年（明治元年）から明治2年—」（仮称）【村山家文書を読む会】
    - ・図書館クイズラリー／スタンプラリー
    - ・本の特集「世界のむかしばなし」
    - ・軽食コーナー「パン、石狩鍋、その他」

<協議事項>

# 石狩市教育委員会表彰の見直し



## 過 去 の 受 賞 者

年 度	表彰の区分	種 別	団 体 人		個 人	
平成18年度	(教育功労章)	委員、団体等功績	1	団体	4	人
	(芸術文化功績章)	演劇、吹奏楽、太鼓	2	団体	4	人
	(スポーツ功績章)	ボート	1	団体		人
		陸上	2	団体	2	人
		柔道	3	団体	3	人
		少林寺拳法	2	団体	18	人
		ボート	1	団体		人
(善行表彰)	法人会	1	団体		人	
平成19年度	(教育功労章)	委員、団体等功績	1	団体	9	人
	(芸術文化功績章)	文化・芸術作品	1	団体	1	人
	(スポーツ功績章)	スキー		団体	1	人
		柔道		団体	1	人
		少林寺拳法	2	団体	12	人
平成20年度	(教育功労章)	委員、団体等功績	1	団体	3	人
	(芸術文化功績章)	囲碁		団体	1	人
	(スポーツ功績章)	スキー		団体	1	人
		柔道		団体	1	人
		水泳		団体	1	人
		少林寺拳法	2	団体	32	人
平成21年度	(教育功労章)	委員、団体等功績	2	団体	1	人
	(芸術文化功績章)	文化・芸術作品、ピアノ、作文コンテスト	1	団体	3	人
	(スポーツ功績章)	野球	1	団体		人
		バレーボール	1	団体		人
		剣道		団体	2	人
		陸上		団体	1	人
		柔道		団体	1	人
少林寺拳法	2	団体	40	人		

## 過去の受賞者

平成21年度	(教育功労章)	委員、団体等功績	2	団体	1	人
	(芸術文化功績章)	文化・芸術作品、ピアノ、作文コンテスト	1	団体	3	人
	(スポーツ功績章)	野球	1	団体		人
		バレーボール	1	団体		人
		剣道		団体	2	人
		陸上		団体	1	人
		柔道		団体	1	人
		少林寺拳法	2	団体	40	人
計			7	団体	48	人



平成21年度	(教育功労章)	委員、団体等功績	2	団体	1	人	
	(芸術文化功績章)	文化・芸術作品、ピアノ、作文コンテスト	1	団体		人	
	(スポーツ功績章)	野球	1	団体		人	
		バレーボール		団体		人	
		剣道		団体	2	人	
		陸上		団体		人	
		柔道		団体		人	
		少林寺拳法		団体	7	人	
		(青少年芸術文化功績章)	文化・芸術作品、ピアノ、作文コンテスト		団体	3	人
	(青少年スポーツ功績章)	野球		団体		人	
		バレーボール		団体		人	
		剣道		団体		人	
		陸上		団体		人	
		柔道		団体		人	
		少林寺拳法	1	団体	4	人	
	計			5	団体	17	人
	(青少年教育奨励表彰)	文化・芸術作品、ピアノ、作文コンテスト		団体		人	
		野球		団体		人	
バレーボール		1	団体		人		
剣道			団体		人		
陸上			団体	1	人		
柔道			団体	1	人		
少林寺拳法		1	団体	29	人		
計			2	団体	31	人	

○石狩市教育委員会表彰規則

平成18年8月28日教育委員会規則第11号

石狩市教育委員会表彰規則

(目的)

**第1条** この規則は、市の教育の振興に寄与し、又は模範として推奨する業績若しくは善行のあった者を教育委員会が表彰をするための必要事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

**第2条** 表彰は、教育功労表彰、教育功績表彰及び善行表彰の3種類とする。

(表彰の基準)

**第3条** 前条に規定する表彰の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の基準に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象としないものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 罰金刑の宣告を受け、罰金を完納した日から起算して10年を経過しない者
- (2) 禁錮（こ）以上の刑の宣告を受け、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しない者
- (3) その他授与するに不適當な者

(被表彰者の推薦)

**第4条** 被表彰者を推薦しようとする者は、石狩市教育委員会被表彰者推薦調書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する調書の提出期限は、10月31日とする。ただし、提出期限が石狩市の休日に関する条例（平成2年条例第16号）の規定による本市の休日となる場合は、その前日とする。

(表彰選考委員会)

**第5条** 教育委員会の諮問に応じ、被表彰者の選考等について審議するため、石狩市教育委員会表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、教育委員会が委嘱する次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校関係者 1人
- (2) 社会教育委員 1人
- (3) 体育指導委員 1人
- (4) 文化団体関係者 1人
- (5) 体育団体関係者 1人

(6) 学識経験者 2人

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。
- 5 選考委員会に会長及び副会長を置く。
- 6 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 7 会長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 選考委員会の会議は、これを公開しない。

(表彰の時期)

**第6条** 表彰は、毎年12月1日を調査の基準日とし、翌年1月にこれを行う。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、その都度表彰することができる。

(表彰の方法)

**第7条** 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

(再表彰)

**第8条** 被表彰者であつて、その後の功労又は新たに表彰すべき事由が発生したときは、更にその者を表彰することができる。

(被表彰者が死亡した場合の措置)

**第9条** 被表彰者が表彰前に死亡したときは、第6条の表彰状及び記念品はその遺族に贈呈する。

(表彰台帳)

**第10条** 被表彰者の氏名その他必要な事項は、教育委員会表彰台帳（別記第2号様式）に登録し、永久保存するものとする。

(表彰の公表)

**第11条** 被表彰者の氏名等は、その都度公表する。

(委任)

**第12条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰規則の廃止)

- 2 石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰規則（平成8年教育委員会規則第8号）は、廃止す

る。

- 3 この規則の施行前において、この規則による改正前の石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰規則に基づき行われた表彰及び被表彰者の登録は、この規則の相当規定に基づき行われたものとみなす。

(委員の任期)

- 4 この規則の施行最初に委嘱される委員の任期は第5条第3項本文の規定にかかわらず、平成20年5月31日までとする。

別表（第3条関係）

表彰の区分		表彰の対象	在職年数等
教育功労表彰	教育功労章	(1) 学校教育、社会教育等教育の振興に多年にわたり尽力し、その功労が顕著である者 (2) 教育委員会の所管に係る各種審議会等の委員	10年以上
教育功績表彰	芸術文化功績章	芸術文化活動の分野において、コンクール等で優秀な成績を収め、芸術文化の振興に多大な貢献をしたと認められる個人又は団体	ア 全国コンクール等で入賞 イ 全道コンクール等で優勝又は準優勝 ウ 上記に準じる成績
	スポーツ功績章	スポーツの分野において、競技大会等で優秀な成績を収め、スポーツ振興に多大な貢献をしたと認められる個人又は団体	ア 国際大会等に出場 イ 全国大会等で入賞 ウ 全道大会等で優勝又は準優勝 エ 上記に準じる成績

		績
善行表彰	教育に係る公益のため、金品等を寄附したもの	ア 個人にあつては 50万円以上 イ 団体にあつては 100万円以上

備考

- 1 在職年数について1月に満たない端数があるときは、これを1月とする。
- 2 一の職について在職年数に中断があるときは、これを合算する。
- 3 二以上の職にあつた者の取扱いについては、別に定める。

別記第1号様式（第4条関係）

別記第2号様式（第10条関係）